

利用規約

第1条（定義）

この利用規約は、株式会社健幸プラス（以下「健幸プラス」という）のパーソナルトレーナー事業（以下「本事業」という）の利用について定めるものとする。

第2条（本事業の目的）

健幸プラスの経営理念である 健幸、ひと、生活をつなぐ地域共生企業として、「生涯につながる健幸」と「人とつながる生活」のサービス提供をもってすべての人が笑顔あふれる社会へ貢献するために、子どもから高齢者の健康増進と、アスリートの競技力向上および傷害予防を通じて、スポーツ界および社会に対し貢献する。

第3条（管理運営）

本事業は、健幸プラスヘルスケア事業部が管理運営する。

〒612-8136 京都市伏見区向島四ツ谷池 14 番地 19

管理者 株式会社健幸プラス ヘルスケア事業部 部長

第4条（利用資格）

1. 本事業を利用する者は、以下の1)～4)のいずれかに該当するものであって、必要に応じて別に定めるコミュニティスペースの利用規約を遵守しなければならない。
 - 1) 未成年者が本事業を利用する場合は親権者の同意書を必要とする。
 - 2) 医師から運動を禁じられていない者。
 - 3) 本事業を企業などの団体が利用する場合は別に定める規約の者が利用できる。
 - 4) その他、株式会社健幸プラスが利用を許可した者。
2. 利用者は、健幸プラスおよび本事業に対し、現在または将来にわたって、自らが以下各号に定める暴力団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力等」という）に該当しないことを保証することとする。
 - 1) 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）。
 - 2) 暴力団準構成員。
 - 3) 暴力団関係企業に所属する個人または団体。
 - 4) 総会屋等、社会運動の標榜等に所属する個人または団体。
 - 5) その他前各号に準ずるもの。

第5条（利用手続き）

本事業の利用を希望する者は、次の各号に定めるところにより、利用手続きを行なわな

ればならない。

1. 健幸プラスのウェブサイト内や利用料金表にある利用料を確認の上、ウェブサイトの「問い合わせフォーム」、もしくは電話にて予約を行なう。
2. 予約にあたって、本事業の利用規約（以下「本利用規約」という）の内容を理解し、承諾したものとする。
3. 予約を取った利用者は、当日スタッフに身分証明書（写真付き）を提示し、規程の利用料を現金もしくは代金引き落とし手続きにて支払う。なお、初回利用時のみ利用承諾書（※）を提出することとする。また、利用承諾書内に記載されている健康調査票で医師または治療院等に確認が必要と思われる疾患、既往症があった場合、当日の本事業の利用が出来ない場合がある。※ 利用承諾書は当日にご記入頂きます。
4. 利用者が予約した利用時間枠を超えて使用することを希望する場合、あらかじめ本事業のスタッフの許可を受けなければならない。なお、本事業のスタッフの許可が得られた場合、追加利用料を原則支払うものとする。
5. 一旦納入した利用料は、法令の定めまたは本事業が認める理由がある場合を除き、返還しないものとする。

第6条（本事業のスタッフによる指導について）

1. 本利用規約第4条第1項の1）～4）に定める利用者は、機器の使用方法や安全管理上のアドバイス等の指導に従わなくてはならない。
2. 利用規約に定めるパーソナルトレーニングの利用については、個別のプログラム作成およびトレーニング指導を受けることができる。
3. 本事業のプログラムにおいてグループ指導を行なう場合がある。
4. 本事業のスタッフによる直接指導は原則9：00～21：00までとする。但し、電子通信媒体等を利用した指導などは9：00～22：00までとする。
5. 22：00以降のウェブサイトや電話による「問い合わせ」は原則その後24時間以内に対応する。但し、折り返しのメールや電話が無い場合は8：30～18：00にて健幸プラスヘルスケア事業部075-644-5500で受け付ける。
6. その他、本事業の指導に係る時間は担当スタッフや本事業管理者と相談の上、個別対応することがある。

第7条（利用違反）

1. 本利用規約に違反した場合、または本事業のスタッフの指示に従わない場合は利用者に対し利用資格を取り消し、退出してもらうことがある。
2. 1により、利用資格を取り消された場合でも納入した利用料は返金しない。

第8条（損害賠償責任免責）

1. 利用者が本事業の利用中、利用者自身が受けた損害に対して、健幸プラスは、本事業側に故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負わない。
2. 利用者間に生じた係争やトラブルについては、健幸プラスは、本事業に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与しないものとする。

第9条（利用者の損害賠償責任）

利用者が本事業を利用中、利用者の責に帰すべき事由により本事業スタッフ、または健幸プラスの機器、設備等や、第三者に損害を与えた場合は、その利用者が当該損害に関する責を負うものとする。

第10条（利用資格喪失）

利用者は、次の各号に該当する場合、その利用資格を喪失し、利用者としてのいかなる権利をも喪失する。

- 1) 本利用規約に違反した場合、または虚偽の申告をした場合。
- 2) 本事業スタッフによる再三に渡る注意でも改善がみられなかった場合。
- 3) 利用者本人が死亡した場合。
- 4) 未成年者である利用者の親権者による利用中止の申し立てがあった場合。
- 5) 健幸プラスにおいて破産等の申し立てがあった場合。
- 6) 反社会的勢力等であることが判明した場合。
- 7) その他、本事業の利用者としてふさわしくないと認められた場合。

第11条（事業の一時的閉鎖・一時的休業）

次の各号に該当する場合、健幸プラスは、本事業の全部または一部の閉鎖、もしくは休業することができる。なお、予定されている場合は、原則として一ヶ月前までにウェブサイト等でその旨を告知する。

- 1) 気象災害、その他外因的事由により、その災害が利用者に及ぶと判断した場合。
- 2) 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ない場合。
- 3) 定期休業等による場合。
- 4) その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと本事業が判断した場合。

第12条（刺青・タトゥーに関して）

本事業の利用にあたっては、原則として刺青・タトゥーを露出しないようにすること。

第13条（事業利用の制限および禁止）

次の各号に該当する場合は、事業利用を制限もしくは禁止する。

- 1) 飲酒等により、正常な事業利用ができないと事業スタッフが判断した場合。
- 2) 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明した場合。
※集団感染するおそれのある疾病（学校保健安全法施行規則第 18 条に準ずる）とは、空気感染を起こす感染症・病原体（結核、麻疹、水痘）および飛沫感染を起こすインフルエンザウイルス、その他、流行性角結膜炎等（はやり目）に罹患している者等。
- 3) 医師から運動を禁じられていることが判明した場合。
- 4) 妊娠していることが判明した場合（トレーニング内容の制限：医師からの承諾書必要）。
- 5) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
- 6) その他、正常な事業利用ができないと事業スタッフが判断した場合。

第14条（利用料ならびに運営システム変更について）

1. 本事業の利用料および事業運営について、健幸プラスが変更または改定を必要とする
と判断した場合は、本規約を含めてこれらを変更することができる。
2. 前項に定める利用料および事業運営システムを変更する場合は、原則として一ヶ月前
までにウェブサイト等にてこれを告知する。
3. 改定した利用規約等の効力は、全利用者に及ぶものとする。

以上

平成30年6月11日より施行